

令和 6 年 7 月 25 日

関係者各位

有限会社は一と介護
代表取締役社長 桑原一太

相談支援事業所は一と 指定取り消しについて

拝啓 時下益々ご繁栄のこととお喜び申し上げます。日頃より弊社事業に対しご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

7月24日に市長定例会見や報道各社にてありましたように相談支援事業所は一とが指定取り消しの処分となりました。関係する皆様には、大変な不安やご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんでした。

事象の経緯を説明しますと、相談支援事業所は一とは2名の相談支援専門員で運営を行なっておりました。その中の1名の相談支援専門員が資格の更新を失念し令和5年4月から1名体制での事業運営となりました。その後、有資格者1名の相談支援専門員が病欠により度々出勤が厳しくなり、資格を失効した相談支援専門員が病欠した職員とともに業務にあたり利用者様の計画業務を行なっておりましたが、病気療養中の職員が退職し、令和5年5月から令和5年11月までが人員配置不足となり、令和6年7月24日付で指定取り消しの連絡があり今回の事態となりました。現在は令和5年11月に資格失効した職員が資格を再取得し運営していたところで

す。

今回の事象については行政担当者とも数回面談をし、行政の指示に従う旨をお話しし人員不足期間の受給料の返還は真摯に行うことを何度もお話ししております。

反省すべき点は、人員不足になった際にすぐに行政に連絡を行えなかったことが原因だと考えております。

今後に関してですが、指定取り消し日の10月24日までに利用者様に経緯の説明と担当の引き継ぎを一人ひとり丁寧に行なって参ります。

本事象にて関係するすべての皆様に不安とご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。

または一と介護内の他事業所におきましては通常通り運営しておりますのでご報告させていただきます。

敬具

今後の対応と対策

- ・相談支援利用者72名に対し経緯の説明と担当の引き継ぎを行う

- ・再度各事業所の人員配置の確認を行う
- ・不慮の事故が発生した場合の対応を明確化する
- ・第三者（有識者）を交えた事業所運営における定例の確認会を実施